

「このまち」で、いつまでも

地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382



年齢を重ねても、安心して笑顔で暮らしやすいまちにするためには、行政のほかに保健・医療・福祉関係などの各種団体、そして地域の皆さんが協力して地域を支えていくことが大切です。そのために必要な仕組みが地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムの 必要性

「超高齢社会」、皆さんご存じですか。

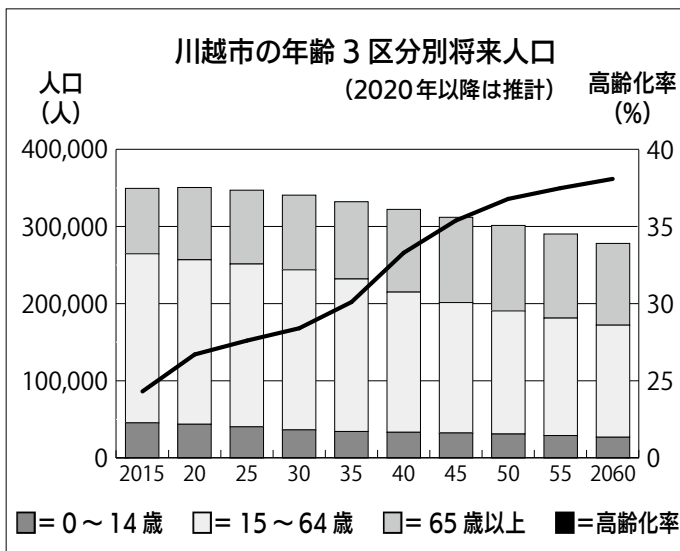
超高齢社会とは、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)が21%を超える社会のことです。川越市は、平成23年(2011)9月に高齢化率が21%を超え、超高齢社会となりました。また、平成30年(2018)3月1日時点では、高齢化率は26.08%となり、4人に1人が高齢の方となっております。高齢化率は左表のとおり今後も上がっていくと予測されます。高齢の方が増えれば、介護サービスを利用する

方も増加することが予想されますが、支える側の人口は減り続け、介護の担い手の確保は難しくなっていくと考えられます。

このような状況の中で、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、高齢となっても、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けられるよう、「住まい」を中心として、「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」が結びつき、地域全体で支えていく仕組みを目指す「地域包括ケアシステム」の構築が重要となります。この仕組みづくりは、本市においてもすでに始まっていて、「医療・介護連携の推進」「介護予防活動の展開」などさまざまな取り組みを行なっています。

地域包括ケアシステムを 推進するために

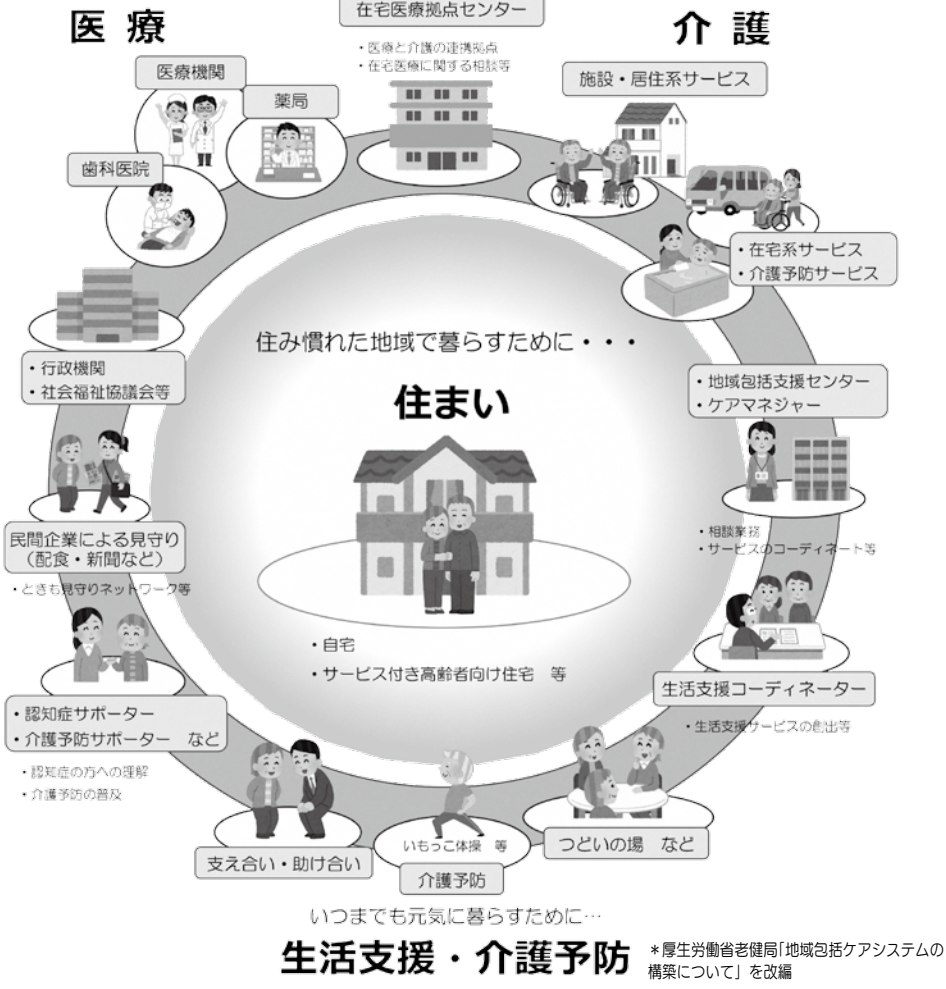
市では平成30年度から同32年度を計画期間とする「すこやかプラン・川越市川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画」を策定しました。地域包括ケアシステムを推進するこの計画を、より効果的に進めるためには、皆さん自身が、地域への関心を高め、地域内での協力や今自分のできることなどを考えていただくことが重要となります。そこで、改めて地域包括ケアシステムについて紹介します。



川越市が目指す地域包括ケアシステムのイメージ

医療が必要になったら…

介護が必要になったら…



まず相談

困ったときの相談窓口 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの中核的役割を担っているのが地域包括支援センターです。

同センターは、地域で暮らす高齢の方の保健・医療・福祉・介護などを、さまざまな面から総合的に支える機関

です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門的知識を持つ職員が、高齢の方が抱える問題の解決に向けたお手伝いをしています。

また、抱える問題は、人それぞれ。そのため相談窓口として話しを聞き、必要な支援につなぐことができるよう、さまざまな機関と連携を図っています。困ったことがあれば、お気軽に地域包括支援センターにご相談ください。

なお、地域包括支援センターは担当する地区が決まっています。詳しくは、地域包括ケア推進課 224-6087までお問い合わせください。

主な活動

■高齢の方やその家族の相談窓口

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、「介護のこと」「健康のこと」「生活に関すること」「高齢者虐待・成年後見制度に関すること」などの相談をお受けいたします。

■相談例

- 最近、足腰が弱くなって、外出が少なくなりました
- 今後の生活が不安
- 入院中の親が退院予定なので、今後の生活の相談がしたい
- 近所の一人暮らしの方が心配
- 介護予防のお手伝い

地域の皆さんが、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、また、介護が必要な状態にならないように、さまざまな教室や講演会を開催しています。

- 介護予防サポーターの養成
- いもっこ体操などを行う自主グループの支援 など

■認知症の方やその家族への支援

認知症についての理解の促進や、認知症の方とその家族の負担を軽減する

- 取り組みを行っています。
- 認知症サポーター養成講座
- オレンジカフェ
- 認知症家族介護教室 など



「皆さんが住み慣れたまちで元気に過ごすためのお手伝いをお願いします！」と地域包括支援センター小仙波センター長の渡邊伸枝さん

市内の地域包括支援センター	電話番号
地域包括支援センターキングス・ガーデン	☎299-6760
地域包括支援センター小仙波	☎227-7878
地域包括支援センター連雀町	☎229-5332
地域包括支援センターよしの	☎298-7807
地域包括支援センターたかしな	☎291-6003
地域包括支援センターみずほ	☎241-3676
地域包括支援センターだいとう	☎249-7766
地域包括支援センターかすみ	☎234-8181
地域包括支援センターみなみかぜ	☎239-0003

連携して皆さんを支えます

超高齢社会を迎え、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅での生活を支える仕組みが必要となります。そのためには、医療と介護がより密接に連携することが重要です。

そこで、市と川越市医師会は、協力してコミュニティケアネットワークかわごえ（以下「CCNかわごえ」という）を設立しました。

CCNかわごえとは

市内の医療と介護の24団体で構成されるCCNかわごえは、平成28年1月に設立されました。医療と介護関係者が連携をとるためには「お互いを知ること」「顔が見えること」が必要と考え、関係者が一堂に集まり研修会などを行っています。

住民同士の助け合い、交流から生まれる「絆」

生活支援とは、見守りや配食など日常的な生活の支援を行うことです。

今後、一人暮らしの高齢の方や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護の必要はなくても、日常生活に何らかの支援を必要とする方が増えていくことが考えられます。そのような方を支えるためには、地域住民の方やボランティアなどを行う支援、サービスが重要となります。

ここでは、このような活動を行っている団体を紹介します。

地域で助け合う

「かすみ野たすけあいの会」

かすみ野地区にある「かすみ野たすけあいの会」をご存じですか。ここは「地域の人を助けたい」と思う皆さんが8年前に発足させた会です。支援内容は通院・買い物など外出時の付き添い、草むしりや庭の木の剪定、家事・掃除などで、毎月60〜80件程度の依頼があります。

協力会員（お手伝いをする人）の内山妙子さん・松本友子さんは、昨年の3月からHさんのお手伝いをしていきます。内容は掃除・洗濯などの家事や買物の付き添いなど。また、一人暮らし

しのHさんの話し相手にもなります。会話の中にじみ出る、Hさんの「自分らしく生きる姿勢」は、とても勉強になるそうです。

今ではお互い家族のような存在で、Hさんも2人に会うのが楽しみで「来てくれる日が待ち遠しい」と笑顔で話してくれました。

このように、助け合いの活動は家族同然の「絆」も生み出しています。



おしゃべりしながら一緒に洗濯物をたたむ内山さん(中央)と松本さん(左)

子ども・親・高齢者の交流を図る

「わかば台自治会」

わかば台自治会は、住民同士の交流が、お互いに助け合うための第一歩と



篠原孝志さん

考え、10年以上前から世代間交流を行っています。交流会では、高齢の方が親や子ども世代に、その知識を生かし、さまざまなことを教えたり、体を使ったゲームをしたりします。

「世代間交流のいいところは、子どもと高齢の方などが顔なじみになり、普段の見守り活動にもつながること。また年々高齢の方が増えているなかで次の世代、またさらに次の世代が地域のつながりの大切さを意識するようになれば、この交流会を行っている意味があると感じています」と現自治会長篠原さんは話します。

いろいろな世代が地域で交流を深めることは、高齢の方が自分の意思で自分らしく暮らせる地域をつくることにつながっていきます。



万華鏡を一緒に作って、楽しいね♪

CCNかわごえに参加して

- 顔が見えることでネットワークづくりや情報共有に役立つ
- 職種の違いで見方が違うことを実感。今後の仕事に生かせる
- 研修会に参加したことでスキルアップできた

自主グループに参加して

- 健康診断で良い結果が出るようになった
- 知り合いが増えた
- 体操だけでなく、おしゃべりできるので楽しい
- 外出する機会が増えるきっかけになった

介護予防とは、元気な高齢の方がなるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な方もこれ以上悪化させないようにする取り組みのことです。

年齢を重ねるにつれて、介護が必要になったり、認知症などになってしまう可能性は誰にでもあります。そのリスクを減らすためには、元気なうちから、また若いうちから予防に取り組むことが大切です。

市では、予防の取り組みの一つとして、道具を使わず、いつでもどこでもできる「いもっこ体操」を推進しています。この体操を地域の皆さんが気軽に取り組むことができるように、介護予防サポーターを養成し、自主グループの育成、支援を行っています。

介護予防

その人らしく、いきいきと過ごすために

自分の健康は自分で守る！

■自主グループ活動に参加しましょう！

市内には、約170の自主グループがあります。自主グループでは、いもっこ体操など、介護予防に役立つ活動を行っています。1人では継続していくことが難しい運動も仲間と一緒に続けられるのではないのでしょうか。詳しくは、各地域包括支援センター（電話番号は3ページ参照）までお尋ねください。



■介護予防サポーター養成講座

地域の方が集まるさまざまな場所で体操などを通じて元気づくりのお手伝いをするボランティアを養成する講座です。同講座は5月からスタート。興味のある方は地域包括ケア推進課 ☎224-6087、または各地域包括支援センター（電話番号は3ページ参照）までご連絡ください。

～「すこやかプラン・川越」を策定しました～

市では、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成30年度から同32年度を計画期間とする「すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画－」を策定しました。

同プランは、以下の「基本理念」「基本方針」「目標」に基づき策定されています。この計画を策定するにあたり、川越市介護保険事業計画等審議会の会長を務めていただいた齊藤正身さんと川合市長との対談を次ページから紹介しています。

*すこやかプラン・川越は、4月上旬から地域包括ケア推進課（本庁舎3階）・市民センター・南連絡所・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。

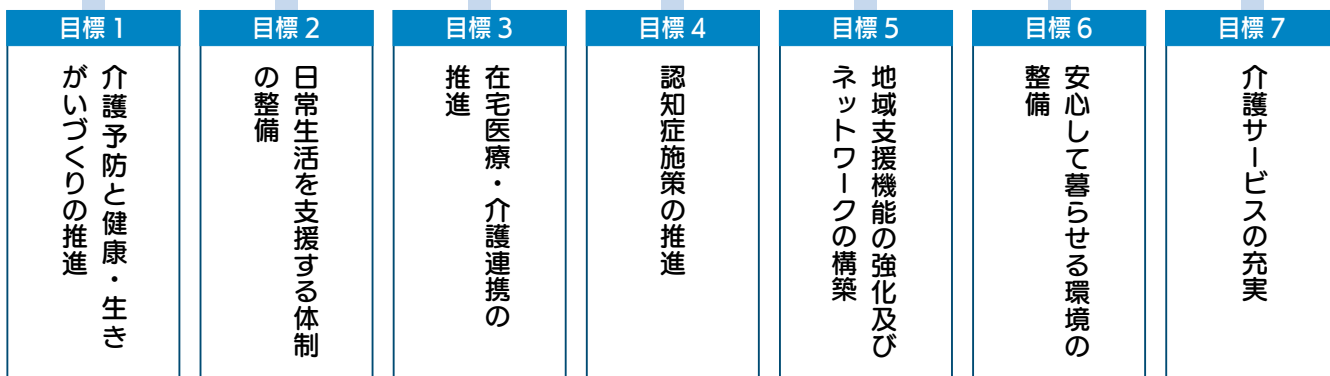
すこやかプラン・川越の体系図

【基本理念】

豊かな歴史・文化にはぐくまれながら、一人ひとりにふさわしく、いきいきと充実した生活を送れるまちの実現

【基本方針】

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域とともに健康で安心して暮らせるよう、介護予防の視点を重視し、7つの目標に取り組むことで、川越らしい地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。



いきいきと年齢を重ねていくために

～ 新しいすこやかプランを策定しました ～

市では、川越市介護保険事業計画等審議会からの答申を踏まえ、平成30年度から同32年度を計画期間とする「すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画－」を策定しました。プランの目標は、川越らしい地域包括ケアシステムの実現に向けたものとしています。

川越市介護保険事業計画等審議会会長を務めていただいた齊藤正身さんと川合市長に、第7期計画および今後の高齢者施策に必要な取り組みについて語っていただきました。

策定に向けて

市長 齊藤会長には、第6期計画、第7期計画の策定に向けた川越市介護保険事業計画等審議会の会長として、ご尽力いただきましたが、今回の第7期計画について審議を行う上での思い、また、審議を終えての感想をお聞かせください。

会長 第6期計画を審議した経験から、より具体的な計画とする必要性があると感じていました。審議会では、委員の皆さんが熱心に勉強され、また、市民活動等を行っている方もいらっしやったことから、積極的なご意見もありましたし、それらの

川越市長

川合善明かわい けんめい

談



意見を取り入れることで、現場の声が強く反映されたと思います。

第7期計画の重点

ポイント

市長 第7期計画を審議するにあたって、特に議論されたことは何ですか。

会長 第6期計画の基本方針にも「川越らしさ」という文言があり、この「川越らしさ」をどのように具現化するかということが一つの悩みでした。そのため委員全員で、すこやかプラン・川越における「川越らしさ」

とは何かについて語る機会を設けました。その結果、各委員の思いが語られ、「川越らしさ」についてみんなで真剣に考えられたことが、その後の議論を行う上で、よかったと思っています。

市長 どのような意見がありましたか。

会長 川越の特徴としては、保健推進員(市と連携しながら各地域で健康づくり活動を推進する方のこと)がいることや、介護予防サポーターが、いもっこ体操を取り入れ、市内各所で活動していること。また、自治会単位や地区組織の方々による新



対

川越市介護保険事業 計画等審議会会長

さいとう まさみ 齊藤正身さん

たな活動が生まれていることなどが挙がりました。

「川越らしさ」を違う言葉で表現することは難しいのですが、現在行われている、さまざまな活動を支援しながら、また、新たな活動も認めながら、一人でも多くの人が元気であることが大事だと。その結果、第7期計画は、いきいきと年齢を重ねていけるよう、介護予防を充実させていくということになりました。

市長…「介護予防」について、川越市ではラジオ体操の推進に

も努めておりますが、介護予防のために、特に「こんなことを」ということはありますか。

会長…介護予防というと、どうしても体を動かすイメージになりがちですが、「集いの場のよう」に、人が集まる所に出掛けていくこと自体に効果がある」とのデータが国からも出ています。川越市の場合は、体操などを動かす場は整ってきたと思うので、今後は、集える場づくりが大切になると感じています。

市長…集える場を考えた時に、

空き家を活用するのも一つの方法だと思えます。例えば、空き家を借りて、それを地域の団体に提供することで、みんなが集える場を作ってもらうことも考えられると思えますがいかがですか。

会長…それもいいアイデアだと思いますが、例えば、公民館など市民に身近な公共施設で、「この時間は使用してもいいよ」など、市民がもう少し自由に使えるような雰囲気になるのもいいのかと思います。そのほか、医療機関や福祉施設に協力を求め



PROFILE

川越市医師会 理事

コミュニティケアネットワークかわごえ 会長



齊藤会長から川越市介護保険事業計画等審議会の答申書を受け取る川合市長

るのもよい方法だと思えます。
市長…今の話を伺って、集える場を考えるにしても、いろいろな方法があり、地域にある資源について、関係機関などにご協力をいただきながら活用させていただくことも大切であると感じました。例えば、社会福祉施設などの広い場所を、地域の健康な高齢者の皆さんのために開放していただいて、施設を利用してしている方達という話を

したり、何か一緒に行うなどの交流も、その方の生きがいや役割になるなど、結果として介護予防につながると思えますがどうでしょうか。

会長…いいですね。病気になったり、障害を持ってから行くというのではなくて、その前から行くと敷居も低くなりますしね。こういう所なかって理解してもらいのも必要なことだと思うので、市長からのご提案もありましたので、医療と介護の関係団体からなるコミュニティケアネットワークかわごえ（以下「CCNかわごえ」という）でも取り上げていきたいと思えます。

在宅医療と介護の連携

市長…今、CCNかわごえの話が出ました。今後、高齢化の進展により、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加することが見込まれていま

す。そうした中、住み慣れた地域で、生活し続けていくために在宅医療と介護が連携することが、ますます重要になると思います。地域包括ケアシステムを推進する上で、川越市医師会が中心となって行っていただいている「医療と介護の連携」は、全国的に見てどれくらい進んでいるとお考えですか。

会長…「医療と介護の連携」は、昔から必要だという意見があります。いまだに、そのような意見があるということは、現状、連携がうまくいっていないのだと思います。そういう意味では、川越市は、医療と介護に係る24団体が一緒になって勉強していますし、市内の地域ごとに、医療と介護のサービスが不便なく利用できるような仕組みを考へ始めています。全国的に見ても、このようなネットワークはあまりないため、そういう意味では先進的な取り組みだと思います。

市長…私もCCNかわごえの

医療介護フォーラムなどを拝見しましたが、同職種、多(他)職種の資質の向上のための研修会など、医療と介護関係者の顔の見えるネットワークづくり、「医療と介護の連携」の取り組みにつきましては、行政としても大変感謝しております。

これからも、協力して在宅医療・介護連携事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

会長…CCNかわごえは、来年度、活動をもう一歩前進するつもりでいますので、ぜひ楽しみにしていただければと思います。

市長…行政といたしましても、審議会でもいただきました意見を十分踏まえ、高齢期になっても、いきいきと暮らせるよう、介護予防の視点を重視して計画を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

会長…ぜひ、よろしく願います。

川越市障害者基幹相談支援センターを開設します

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

4月から「川越市障害者基幹相談支援センター」を福祉サポート連雀町に開設します。同センターでは、すでに同じ建物内に設置されている川越市障害者相談支援センターと連携し、より複雑な課題を抱える方などの専門的な支援を行うほか、地域の相談支援従事者の人材育成などを行います。

なお、基幹相談支援センターが開設された後も、障害のある方の相談受付窓口は、今までどおり以下の川越市障害者相談支援センターで行います。

■川越市障害者相談支援センター

相談受付日時…月～金曜日＝午前9時～午後5時30分▶土曜日＝午前9時～11時30分

*祝・休日、年末年始を除く。

所在地…連雀町31-2(福祉サポート連雀町)

連絡先…川越市障害者相談支援センター ☎227-4113 ☎228-1990

*電話やファクスでの相談のほか、訪問や来所による相談も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

川越市障害者支援計画を策定

障害者福祉課 ☎224-5785
☎225-3033

平成27年4月から推進していた川越市障害者支援計画が、同30年3月末日に計画期間を満了します。これに伴い、2月7日に川越市障害者施策審議会から答申を受け、4月からの新たな計画を策定しました。

■計画の概要

計画期間…平成30年4月～同33年3月

川越市障害者支援計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めたものです。この計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられています。

本計画では、「自分らしく、よりよく生きる…自立と共生のまちをめざして」を基本理念とし、すべての人がいきいきと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していくため、次の4項目を重点施策として位置づけています。

■重点施策

- ①地域共生社会の実現
- ②相談支援ネットワークの整備
- ③地域生活環境の整備
- ④総合的な就労支援の充実

本計画に基づき、各施策を実施するだけでなく、実施後の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて、次の計画策定に反映していきます。

*新しい障害者支援計画は4月上旬から同課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。

ヘルプカードをご存じですか?

障害者福祉課 ☎224-5785
☎225-3033

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載することのできる携帯用カードです。支援を必要とする方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」の両者をつなぐきっかけをつくります。

ヘルプカードの配布は同課(本庁舎1階)または健康管理課(総合保健センター1階)で行っています。市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、同課までお尋ねください。

対象…障害者手帳をお持ちの方および難病患者等、緊急時に支援を必要とする方

ヘルプカードは多くの皆さんに知っていただくことで、初めてその効果を発揮し、支援を必要とする方の安心につながります。ヘルプカードを示された時には、カード内容に沿った手助けや配慮をお願いします。



ひとり親の方の就業支援

こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

就職の際に有利となり、生活の安定の助けとなる資格の取得や講座の受講を支援するため、ひとり親の方に給付金を支給しています。いずれも事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

■高等職業訓練促進給付金

看護師(准看護師含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得しようとしている場合に支給します。今後該当が見込まれる方も、ご相談ください。

対象：次の全てに該当する方①市内

在住のひとり親家庭の親、②現在、修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、④課程が1年以上の、右記資格(看護師等)の資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

支給額：市民税非課税世帯 月額10万円 ▼ 同課税世帯 月額7万5000円

支給期間：上限3年間(36か月)

■自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付の対象講座を受講し

た場合に、支払った受講料の一部を支給します。

対象：次の全てに該当する方①市内
在住のひとり親家庭の親、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の6割(上限20万円、1万2000円以下は支給なし)

* 一般教育訓練給付金との差額支給についてはお尋ねください。

川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定版の公表

こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

平成27年3月に策定した川越市子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の量の見込みと確保量の改定を主とした中間年改定版を策定しました。改定による事業量の見込みや確保方策等の見直しにより、本市における子ども・子育て支援施策のさらなる推進を図ります。改定版は4月2日(月)から、同課(本庁舎3階)・児童館・総合保健センター・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。
* 休館日や開設時間は各施設にお尋ねください。

平成30年度版 子育てガイドマップ

「こえどちゃん」を公開します

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786

「こえどちゃん」は子育て中の母親たちの視点で作られた子育て情報誌です。平成30年度版を4月1日(日)から公開・配布します。休館日や開設日時は各施設にお尋ねください。



電子ブック版…「市ホームページ」⇒「子育て・教育」⇒「子育て情報誌」
冊子版…同課(本庁舎3階)・南連絡所・証明センター・公民館・こどもの城・川越駅東口児童館・高階児童館で配布(なくなり次第終了)

児童扶養手当等の支給額が変わります

児童扶養手当について=こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218
特別児童扶養手当について=こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制度」が取られています。平成29年全国消費者物価指数の物価変動率(0.5%)が公表されたことを踏まえ、同30年4月から、次のとおり手当額が改定されます。

児童扶養手当…父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に重度の障害のある子どもを育てている方に支給される手当

児童扶養手当の支給額

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人目	42,500円	42,490円~10,030円
2人目	10,040円	10,030円~ 5,020円
3人目以降	6,020円	6,010円~ 3,010円

特別児童扶養手当…精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子を育てている方に支給される手当

特別児童扶養手当の支給額

1級(重度)	2級(中度)
51,700円	34,430円

皆さんの意見を募集します

市では、下表の条例や規則の改正を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、条例や規則の改正に対する意見を募集します。対象は、市内在住・在勤・在学、または利害関係のある方です。

■意見の提出方法

任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクス、または直接各提出先。

*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の条例や規則の改正の参考にします。また、意見に対する考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報情報は公表しません。

意見募集対象条例等

名称	担当課・問い合わせ	閲覧・募集期間	閲覧場所	提出先
	概要			
川越市旅館業法施行条例の一部改正	食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261	4月2日(月)～ 5月1日(火)(必着)	食品・環境衛生課(保健所1階)・ 保健医療推進課(本庁舎2階)・ 市民センター・南連絡所	〒350-1104 小ヶ谷817-1・川越市 保健所食品・環境衛生課
	旅館業法の改正等に伴い、「川越市旅館業法施行条例」の一部改正を検討しています。			
川越市在宅心身障害者手当支給条例施行規則の改正	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033	3月26日(月)～ 4月24日(火)(必着)	障害者福祉課(本庁舎1階)・みよしの支援センター・職業センター・障害者就労支援センター・市民センター・南連絡所など	〒350-8601 川越市役所障害者福祉課
	「川越市在宅心身障害者手当支給条例施行規則」の改正を検討しています。			

大気中放射線量の市内定点モニタリング結果

環境対策課 ☎224-5894
☎225-9800

市では、市内全域を5km四方に区切った7つの区域から2地点ずつ、合計14地点の公共施設等(小学校・保育園など)で放射線量を定期的に測定しています。今回測定した14地点の測定値の平均と範囲は以下のとおりです。詳しくは、同課(本庁舎5階)または、市ホームページで確認できます。

大気中放射線量の測定結果 (単位=μSv/h)

測定時期	地上5cm		地上50cm	
	平均値	範囲	平均値	範囲
平成29年8月	0.05	0.03~0.07	0.05	0.03~0.06
平成30年1・2月	0.05	0.04~0.07	0.05	0.04~0.07

測定・採取日…1月31日・2月1日

測定機器・方法…NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B(エネルギー補償付き)により市職員が測定

結果

平成29年8月の測定結果とほぼ同じ値で、地上50cm～1mの国の基準(市の対応の目安と同じ0.23μSv/h)および地上5cmの市の対応の目安(0.30μSv/h)よりも低い値でした。

*今回のモニタリング定点とは別に、除染を実施した公共施設などでも継続的に測定しています。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●平成29年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132☎224-1933

テーマは「上下水道局の財務事務の執行及び経営管理について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。

●スポーツ安全保険をご活用ください スポーツ振興課 ☎224-6094☎224-8712

(公財)スポーツ安全協会では、平成30年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象です。加入依頼書などを公民館・川越運動公園で配布しています。詳しくは、同課までお尋ねください。

●引き続き紙類・布類収集のモデル事業を実施します 資源循環推進課 ☎239-6267☎239-5054

4月から来年3月の間、名細地域および霞ヶ関北地域を対象に、紙類・布類の収集機会を増やすモデル事業を実施します。対象地域の方には、この広報と同時期に「紙類・布類収集拡充モデル事業のパンフレット」を配布しています。詳しくは、パンフレットをご確認いただくか、同課までお尋ねください。

平成29・30年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 224-5632

223-1726

市が発注する次の種目の入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請書類は市独自のものと、共同受付に参加している全自治体で共通のもの2種類があります。詳しくは、県ホームページ「申請の手引き」をご確認ください。

申請業務…建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

申請期間…新規申請 4月2日(月)～

20日(金)▼業種などの追加申請 4月2日(月)～27日(金)(各消印有効)

申請方法…申請書類を〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送(持参不可)

地域の国際化に貢献する事業に補助

国際文化交流課 224-5506

224-8712

市民の国際理解を深め、多文化共生のまちづくりを推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交

付しています(上限4万円)。受け付けは随時行っています。

対象事業・活動…青少年等の国際交流、海外文化の紹介など、市民の国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際貢献をする事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業

運転適正相談を活用しよう

防犯・交通安全課 224-5721

224-6705

運転免許センターでは、認知症等の方や高齢で運転に不安のある方、心身に障害のある方およびその家族の方に無料で運転適性相談を行っています。まずは電話でご相談ください。

日時…月～金曜日 午前9時～午後4時(祝・休日、年末年始を除く)▼第3日曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時(要事前予約)

相談・問い合わせ…埼玉県運転免許センター 適正相談室 048-543-2001(ガイダンスの後「4」を選択)

春の全国交通安全運動を実施します

防犯・交通安全課 224-5721
224-6705

4月6日(金)から15日(日)に、春の全国交通安全運動を実施します。市では関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。いずれも雨天中止です。

■春の全国交通安全運動出発式

城西大学付属川越高等学校・和太鼓「櫻」による演奏を



昨年の出発式の様子

予定しています。

日時…4月6日(金)午前10時～11時30分
会場…ウエスタ川越 交流広場

■交通事故死ゼロを目指す日街頭キャンペーン
日時…4月10日(火)午前10時～11時
会場…市役所周辺

■飲酒運転根絶の日街頭キャンペーン
日時…4月13日(金)午前10時～11時
会場…本川越ペペ前広場

東武東上線川越駅ホーム「ホームドア」使用開始!

交通政策課 224-5519
225-9800

ホームでの安全性とバリアフリー化の向上を図るため、東武東上線川越駅に東武鉄道(株)、国土交通省、埼玉県、および川越市が協力してホームドアを設置し、3月17日から使用開始となりました。

これにより、いっそう安全・安心に川越駅が利用できるようになります。お出掛けの際は、鉄道やバスなどの公共交通機関をぜひご利用ください。



固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

資産税課 224・5642

Fax 226・2539

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額について、他と比較して適正であるかどうかを確認できます。

縦覧期間：4月2日(月)～5月31日(木)

対象：納税者▼同一世帯の親族▼納税者
 税管理人▼相続人代表者▼納税者の委任状(法人の場合は代表者印のあるもの)を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

資産税課 224・5642

Fax 226・2539

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。上記縦覧期間内は「名寄せ課税台帳の写し」を無料交付(1回のみ)します。なお、閲覧は、縦覧期間以降もできます。

対象：固定資産の所有者▼同一世帯の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状(法人の場合は代表者印のあるもの)を持つ方
 ■縦覧・閲覧の会場・持ち物
 会場：同課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、前年度納税通知書等)

不服審査の申し出

市民税課 224・5637

Fax 226・2540

固定資産課税台帳に記載された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：同委員会(本庁舎2階・市民税課内)
 申し出期間：4月2日(月)以降に、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内

仮徴収(年金からの差し引き)を行います

平成29年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれていた方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引き額は平成30年2月と同額です。

ただし、個人住民税は平成29年度の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降分で調整します。

詳しくは、次の各課にお尋ねください。

国民健康保険税 II 国民健康保険課

Tel 224・5833

Fax 224・7318

介護保険料 II 介護保険課

Tel 224・5817

Fax 224・5384

後期高齢者医療保険料 II 高齢・障害医療課

Tel 224・5842

Fax 224・7318

個人住民税 II 市民税課

Tel 224・5640

Fax 226・2540



飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助

食品・環境衛生課 227-5103 224-2261

市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方に、その手術費用の一部を補助しています。

受け付けは先着順で、第1期・第2期ともに、補助金が予算額に達した時点で終了します。詳しくは、市ホームページを確認するか、同課までお尋ねください。

申請期間…第1期=4月2日(月)～9月28日(金)▶
 第2期=10月1日(月)～来年2月28日(木)

申請できる方…市に住民登録がある方
 対象となる猫…市内に生息し、飼い主がいないことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術(併せて片耳にV字カット)を受ける猫

補助金額…不妊手術(メス)=1匹につき7,000円▶去勢手術(オス)=1匹につき4,000円

*上記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

申し込み…同課(小ヶ谷817-1・保健所1階)で配布する申請用紙に必要事項を記入し直接同課

*必ず手術前に申請してください。

「片耳にV字カット」って?

一度不妊・去勢手術をした猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。



川越都市計画変更の素案の 説明公聴会、縦覧・閲覧

都市計画課 224-5945

225-9800

増形地区における都市計画「防火
地域及び準防火地域」および「地区
計画」変更の素案について説明公聴
会、縦覧・閲覧を行います。

説明公聴会

当日直接会場にお越しください。

日時：3月31日(土)午前10時～

会場：大東市民センター

縦覧・閲覧

川越市地区街づくり推進条例の規
定に基づき「地区計画」変更の素案の
縦覧を行います。また、参考として「防
火地域及び準防火地域」変更の素案
の閲覧も行います。

縦覧：地区計画

閲覧：防火地域及び準防火地域

縦覧・閲覧期間：3月26日(月)～4月

9日(月)午前8時30分～午後5時15
分(土・日曜日を除く)

縦覧・閲覧場所：同課(本庁舎5階)
*市ホームページでも確認できます。

意見書の提出

「地区計画」変更の素案について、
地区計画区域内の土地所有者または
利害関係のある方は、意見書を提出
することができます。

意見書の提出方法：同課で配布する

意見書(市ホームページからもダ
ウンロード可)に必要な事項を記入
し、3月26日(月)～4月16日(必
着)までに郵送または直接同課(郵
送の場合は、〒350-8601
川越市役所都市計画課)

空き店舗を活用して行う事 業に補助金を交付します

産業振興課 224-5934

224-8712

市内の空き店舗の利活用を促進
し、商店街の振興および活性化を図
るため、「川越市商店街等空き店舗
情報登録制度」に登録されている空
き店舗を活用して行う事業に対し、
補助金を交付します。同制度に登録
されている店舗は、同課(本庁舎5
階)または市ホームページで確認で
きます。予算枠が終了した時点で締
め切ります。

受付開始日：4月2日(月)

対象(次のいずれか)：①商店街(商

店街振興組合・事業協同組合・任
意団体)、②新規出店者で、出店
区域の商店街の推薦を受けている
個人または法人

対象事業：①商店街が実施する共同

事業、②新規出店者が行う小売業、
飲食業またはサービス業、③その

ほか商店街または新規出店者が行
う事業で、商店街の振興および地
域の活性化に寄与すると市長が認
める事業

補助額：限度額は1件につき

100万円。改修等は、補助率
3分の1以内、40万円まで。賃借
料(敷金・礼金を除く)は、補助率
2分の1以内、月額5万円まで

申し込み：同課で配布する申請書類

(市ホームページからもダウンロ
ード可)に必要な事項を記入し直接
同課

都市再生整備計画事業後 評価結果公表

新河岸駅周辺地区整備事務所

224-5588

247-6448

都市再生整備計画事業事後評価
は、新河岸駅周辺の整備を図るため、
平成27年度から3か年で実施してき
た「社会資本整備総合交付金」を使
用した事業について行うものです。
今回、同事後評価の原案を作成し、
第三者機関(川越市都市再生整備計
画審議会)の審議を経て事後評価を
実施しましたので、その結果につい
て公表します。

対象事業：都市再生整備計画(新河
岸駅周辺地区)

収納窓口の延長

収税課 224-5691 226-2538
高齢・障害医療課 224-5842 224-7318
介護保険課 224-5817 224-5384

4月23日(月)～27日(金)、午後7時まで延長。
市税(国民健康保険税含む)＝収税課(本庁舎
2階)、後期高齢者医療保険料＝高齢・障害
医療課(本庁舎2階)、介護保険料(65歳以上)
＝介護保険課(本庁舎3階)。納付・納税相談
などにご利用ください。

公表日：4月2日(月)

公表場所：都市計画課(本庁舎5

階)・新河岸駅周辺地区整備事務所
*市ホームページでも確認できます。

「口座振替完了のお知らせ」 の廃止について

収税課 224-5686

226-2538

平成29年度をもって、「川越市税等
口座振替済通知書」(毎年7月・3月
に発送)の送付を廃止します。なお、
軽自動車税継続検査用納税証明書(毎
年6月発送)と国民健康保険税の口座
振替納付税額のお知らせ(毎年12月発
送)については、従来どおり送付しま
す。ご理解とご協力をお願いします。

住宅改修費用の一部を補助

産業振興課 0224-5934

0224-8712

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。申し込みは、同課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し直接同課。申請書

類は、市ホームページからもダウンロードできます。

*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず工事着工2週間前までに申請してください。

受付開始日：前期 4月11日(水) 後期 10月11日(木)
*前・後期ともに予算枠が終了した

時点で締め切ります。

対象工事：次のすべてに該当する工事
①市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②他の補助対象工事でない、③前期は9月14日(金)まで、後期は来年2月28日(木)までに完了する工事
対象：次のすべてに該当する方①川

越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち100分の5に相当する額で、8万円を限度(1000円未満切り捨て)

協働事業の募集

地域づくり推進課 0224-5705
0224-6705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。平成30年度の「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。詳しくは、4月2日(月)から同課(本庁舎3階)で配布する応募要項をご確認ください。市ホームページからもダウンロードできます。

応募期間…4月2日(月)～27日(金)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

■市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。



提案型協働事業によるたんぼの観察会

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…同課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

■市が提案する「協働委託事業」

市が提案する5つの事業について、市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。

①男女共同参画情報紙発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

②子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方が安心して子育てができるよう、行政の制度、各種相談窓口や出産・子育てに関する情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

③イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

④かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

⑤こえど市民活動ネットワークプロジェクト

市内の市民活動団体のネットワークづくりを目指し、情報発信や講座等を行う事業です。

申し込み…同課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

胃がん検診で胃内視鏡検査と胃部エックス線検査が

市では胃がんの早期発見のため、総合保健センターや公民館等で胃がん検診を実施しています。平成30年度から、委託医療機関で受診する個別がん検診に胃がん検診が加わります。

検査項目は、**胃内視鏡検査(胃カメラ)**と**胃部エックス線検査(バリウム検査)**です。

胃の内視鏡検査が受けられます

市が行っているがん検診は、厚生労働省の指針に基づいた「死亡率を減少させることが科学的に証明された」検診です。指針の胃がん検診に胃内視鏡検査が加えられたことにより、市でも新たに胃内視鏡検査を委託医療機関で受診できるようになります。委託医療機関で受診する胃がん検診では、胃部エックス線検査も選択することができます。

胃がんとは

国立がん研究センターによると、胃がんは、胃の壁の最も内側にある粘膜内の細胞が、何らかの原因でがん細胞になって無秩序に増殖を繰り返すことで生じます。大きくなるに従って、がん細胞は胃の壁の中に入り込みます。

喫煙や食生活(塩分の多い食品の過剰摂取や野菜・果物の摂取不足)などの生活習慣や、ヘリコバクター・ピロリ菌の持続感染などが胃がん発生のリスクを高めると言われています。

胃がんは日本人が

かかりやすいがんです(表1参照)。罹患率は40歳代後半から高くなります。死亡率は、かつては男女とも第1位でしたが今は減少していて、平成28年時点では、男性は第2位、女性

表1・部位別がん罹患率(2013)

	男性	女性	男女計
1位	胃がん	乳がん	胃がん
2位	肺がん	大腸がん	大腸がん
3位	大腸がん	胃がん	肺がん

出典：国立がん研究センターがん情報サービス

は第4位、男女を合わせると第3位です。

近年の医療技術の進歩により、胃がんは早期であれば治療効果が高く、早期胃がんの5年生存率は95%以上です。

しかし、胃がんは、早い段階で自覚症状が出るものがほとんどありません。自覚症状が現れたときには既に進行していることが多く、治療による身体の負担や医療費の負担が大きくなる場合があります。

早期胃がんの多くは検診で発見されています。定期的ながん検診を受けることが早期発見のために重要です。

「健康づくりスケジュール」を活用しましょう

市では、総合保健センターで受診する施設検診、公民館・文化会館で受診する集団検診(検診バス)、市内の委託医療機関で受診する個別検診の3つの形態でがん検診を行っています。検査項目や申し込み方法は、受診する形態によって異なります。申し込み期間や利用期間、個別検診の委託医療機関等、詳しくは、この広報と同時期に配布される「平成30年度版健康づくりスケジュール」、または市ホームページ(4月1日以降)でご確認ください。



市のがん検診は加入している健康保険の種類に関係なく受診できます。勤務先等で、がん検診の受診機会がない方は、ぜひご利用ください。

健康管理課 0229-4126
225-2817

胃の検査方法

	胃部エックス線検査			胃内視鏡検査
検査項目	胃を膨らませる発泡剤と造影剤(バリウム)を飲んで、エックス線で胃を撮影する検査。 撮影台の上で左右を向いたり回ったりして、胃の形や粘膜状態を検査します。			口または鼻から内視鏡を挿入し、医師が直接、食道・胃などをみる検査。微細な病変を見つけることができ、必要な場合は組織の一部を切り取って検査(生検)をします。
対象年齢	40歳以上			50歳以上
受診間隔	1年度に1回			2年度に1回
受診場所	総合保健センター(施設検診)	公民館等(集団検診・検診バス)	委託医療機関(個別検診)	委託医療機関(個別検診)
健康管理課への申し込み	必要	必要	不要	必要
	申し込み期間内に、健康づくりスケジュールにあるハガキで健康管理課(抽選)	健康づくりスケジュールにあるハガキで健康管理課(先着)		申し込み期間内に、健康づくりスケジュールにあるハガキで健康管理課(抽選)。市ホームページからも可
受診方法	健康管理課からの決定通知に記載された日に受診		直接、委託医療機関へ予約し、受診	健康管理課が発行する受診券が届いたら、委託医療機関へ予約し、受診
実施期間	実施日は平成30年度版健康づくりスケジュールまたは市ホームページ(4月1日以降)で確認してください		平成30年6月1日(金)～同31年1月31日(休)	
自己負担金	700円	700円	2,000円	2,700円 *生検を行った場合は保険診療になりますので別途費用が掛かります。

*胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選んで受診してください。また、同年度に両方を受診することはできません。

胃の検査の受け方が変わります！

後期高齢者医療人間ドック＝高齢・障害医療課 ☎224-5842
☎224-7318

～特定健康診査セットCと

特定健康診査＝国民健康保険課 ☎224-6147
☎224-7318

後期高齢者医療人間ドックの検査項目が変更～

川越市国民健康保険の特定健康診査セットCと後期高齢者医療の人間ドックを受けている方は、平成30年度から胃の検査の受け方が変わりますので、ご注意ください。主な変更点は、以下の2点です。

①**特定健康診査セットCと後期高齢者医療人間ドックで引き続き胃の検査を行うには右記のとおり個別胃がん検診の選択が必要です**

②**胃内視鏡検査のみ健康管理課への申し込みが必要で**

がん検診として受診することにより、撮影した画像を2人以上の医師が見て判定するため、検診の精度が高まります。詳しくは、上記、「胃の検査方法」の表を参照するか、健康づくりスケジュールをご確認ください。

変更後(平成30年度から)

胃の検査を受ける場合は、個別胃がん検診として、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選んで受診してください。

特定健康診査
セットC

後期高齢者医療
人間ドック

+

+

個別胃がん検診(いずれか一つ)

- 胃部エックス線検査(40歳以上)
- 胃内視鏡検査(50歳以上)